

2019年度（第4回）中部アマゴルフ研修会競技 追加のローカルルール

2. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

(b)動かさない障害物

(4)U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。

(5)人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

(6)電磁誘導カート軌道

電磁誘導カート用の2本の軌道は、その全幅の幅をもって1つのカート道路とみなす。そのカート道路上に球がある場合や意図するスイング区域に対して障害が生じる場合は、規則 16.1b に基づく救済を受けなければならない。

16. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、ホールアウト後の次のティーイングエリアまでの移動に限り乗用カートを使用することができる。また、15番ホールに於いて、ティーイングエリアから第2打地点まではカートを使用することができる。尚、キャディーは乗用カートを使用することができる。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする場合と規則に従って誤りを訂正する場合は、その処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用することができる。そのプレーヤーはこのローカルルールの違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

17. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 16.1c(2),17.1d(2),19.2b,19.3b）が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から1クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ適用する。

18. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルール G-9

規則 4.1b(3)は次のように修正される：プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中（プレーの中断中を含む）にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。このローカルルールの違反に対する罰—規則 4.1b 参照